

平成 27 年 3 月 6 日 障害保健福祉関係主管課長会議資料本文より抜粋
8 障害者の就労支援の推進等について (P 8 1 ~ P 8 2)

(1) 障害者の就労支援の推進について

② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、平成 24 年 10 月から、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであり、平成 26 年 9 月時点では、95 事業所 (4.0%) が減算の対象となっているところである (平成 24 年 10 月実績は、141 事業所 (10.2%))。【関連資料③ (88 頁)】

当該減算については、本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員 (基準省令によるところの「利用者及び従業員以外の者」) がフルタイムで就労している事例、利用者も就労継続支援 A 型事業の従業員も短時間の利用とすることによって浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例など、本来の就労継続支援 A 型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、就労継続支援 A 型事業における報酬の適正化を図ったものである。

しかしながら、最近においても、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が指摘されているところである。

これは、一般就労が困難である者に就労機会を提供し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めるという就労継続支援 A 型事業の趣旨に反するものであるため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、A 型事業について事業趣旨に沿った運営が確保されるよう、不適切な事案の解消に向けて重点的な指導をお願いしたい。

なお、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の短時間利用に係る減算の仕組みについて、事業所における利用実態を踏まえたものとなるよう見直し、平成 27 年 10 月から施行することとしているので、ご留意願いたい。

平成 27 年 2 月 12 日 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要より抜粋

第 2 各サービスの報酬改定の基本方向

5. 就労系サービス

(2) 就労継続支援 A 型 (P 29 ~ P 30)

(短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化)

- 一般就労が困難な者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練など必要な支援を行うという就労継続支援 A 型の趣旨を踏まえ、短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直す。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」 (別紙 2) 参照

- 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し (平成 27 年 10 月施行)

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均 (1 日当たり) が 1 時間未満の場合] 所定単位数の 30% を算定

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均 (1 日当たり) が 1 時間以上 2 時間未満の場合] 所定単位数の 40% を算定

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均 (1 日当たり) が 2 時間以上 3 時間未満の場合] 所定単位数の 50% を算定

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均 (1 日当たり) が 3 時間以上 4 時間未満の場合] 所定単位数の 75% を算定

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均 (1 日当たり) が 4 時間以上 5 時間未満の場合] 所定単位数の 90% を算定

* 利用時間の平均は、雇用契約を締結している利用者について、過去 3 ヶ月間における延べ利用時間を延べ利用人数で除して算出。

* 現行の短時間利用に係る減算の仕組みは平成 27 年 9 月までとする。

平成 27 年 3 月 31 日 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A
より抜粋

5. 就労系サービス

(2) 就労継続支援 A 型 (P 18 ~ P 19)

(短時間利用減算)

問 48 就労継続支援 A 型の短時間利用者における減算について、過去 3 月間の延べ利用時間を延べ人数で除するとあるが、ここでいう利用時間とは、雇用契約に基づく労働時間ということか。

(答)

- 利用時間は、雇用契約に基づく労働時間だけでなく、休憩時間や昼食時間、サービス管理責任者等との面談に要する時間等を含む。

ただし、有給休暇の取得や遅刻・早退などによりサービス利用のない時間、送迎に要する時間等は含まない。